

市民病院 ボイラー室等改修工事 特記仕様書

- 1 受注者は、作業全般に関して事前に発注者と協議の上実施すること。
- 2 市民病院2階中央材料室に高圧蒸気滅菌装置等を配置した後（最大4ヶ月後）、改修工事に着手すること。
- 3 施設内の工事であるため、資材の搬入及び工事等に当たっては患者及びその家族等の通行並びに診療等に支障が生じないように十分配慮すること。
- 4 騒音は最小限に抑えること。
- 5 受注者の原因により発注者の施設や設備等に損害を与えた場合には、受注者がその責を負うこと。
- 6 本工事において発生した廃棄物は、受注者が法令に基づき適正に処分すること。
- 7 提出書類については別紙提出書類リストによるほか、竣工図を作成しJww及びPDFにて提出すること。
- 8 本仕様に記載の無い事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上決定すること。